

「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて

◎ 趣 旨

社会環境の変化などを踏まえて、「宇都宮市保育の実施選考基準（以下、「選考基準」という。）」の見直しを行うもの

1 本市の保育施設等入所における利用調整について

- ・ 利用調整については、国の示す基準に基づき、公平性・客観性を明確にするため、「選考基準」により指数化し、基準指数と調整指数の合計指数が高い家庭から入所を決定している。（「別紙 2 - 1」参照）
 - ・ 基準指数：「保育の必要性」を保護者の状況に応じて区分する指数
 - ・ 調整指数：「福祉的配慮」や「養育環境の配慮」などを行う指数
- ・ 本市においては、「選考基準」に基づき、社会環境の変化などを考慮し、基準指数表については5年（今年度が該当）、調整指数表については随時、見直しを行っている。

平成19年1月の「選考基準」策定以降、基準指数表については1回、調整指数表については3回の見直しを行い、新たな項目の設定などを行った。（詳細は「別紙 2 - 2」参照）

2 子育て世帯における現状と課題について（多胎児育児に関する問題）

(1) 全国的な状況

- ・ 多胎児の育児については、単胎児と比較し、同時に複数の子を育児することによる保護者の身体的・精神的・経済的な負担が大きく、多胎児育児が要因と見られる事件や事故も発生している。

(2) 本市の保育施設等入所の現状と課題

ア 現状

- ・ 保育施設等入所においては、平成27年に多胎児を含む兄弟姉妹の同時申し込みや第3子以降の児童の申込に係る項目を新たに設定し、多胎児世帯の入所申請に対応してきたところである。
- ・ 本市において、多胎児が毎年50組前後で出生している中、多胎児世帯の保育施設等への入所申請件数は高い水準で推移している。

※ 多胎児世帯の保育所等入所申請（4月）の状況

年 度	27	28	29	30	31
組 数	45組	13組	32組	24組	32組

イ 課題

- ・ 保育施設等入所選考にあたり、養育環境の配慮として、調整指数において多胎児を含む兄弟姉妹について加点しているところであるが、これまで以上に配慮が必要となっている。

3 保育施設等入所における多胎児世帯への対応について

(1) 「選考基準」見直しの考え方と対応方針

- 多胎児世帯については、多胎児育児の負担感を考慮する必要があり、育児に要する時間や身体的・精神的・経済的な負担から、全体的な優先順位のバランスなどを踏まえると、障がい児を有する世帯と近いと判断できる。
⇒ 今回の見直しは、対象となる世帯に対し、福祉的視点により保育施設等入所における優先利用の配慮を行うものであることから、調整指数表を変更することにより対応する。

なお、基準指数表については、現状において、福祉的視点などに十分配慮し、災害復旧や虐待等の社会環境の変化にも対応できる指数となっており、運用における課題もないため、現行通りとする。

(2) 「選考基準」の具体的な変更内容等

ア 変更内容

「選考基準」のうち「調整指数表」を以下のとおり見直し、多胎児の同時申込みの場合の指数を2点から3点に変更する。

変更前	No.10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合	2
変更後	No.10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は指数を更に+1)	2 (+1)

(変更におけるポイント)

- 多胎児世帯における保護者の育児負担軽減という観点では、調整指数表中「福祉的配慮」における「No.3 子どもが障がい有する場合」に近い配慮が必要であると考えられることから、今回の変更項目については、この項目と同点となる3点（現行の指数に+1点）とする。
※ 「子どもが障がい有する場合」の世帯と「多胎児2人以上の同時申込みの場合」の世帯が合計指数において同点となった場合は、「福祉的配慮>養育環境の配慮」のため、「子どもが障がい有する場合」の世帯が優先となる。

イ 適用時期

令和2年4月入所申込者の利用調整より適用

ウ スケジュール

令和元年12月 宇都宮市子ども・子育て会議において意見聴取
" " 「選考基準」の改正
令和2年 1月 令和2年4月入所利用調整
2月～ 令和2年4月入所者内定